

○須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

(昭和40年12月3日)

須高衛生施設組合条例第4号)

改正 昭和41年12月26日 組合条例第1号

昭和52年6月15日 組合条例第3号

平成7年3月31日 組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間及び休暇等)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第9号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月26日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日組合条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。